



# ふれあいネットワーク情報

《H29年6月1日 発行：郡山市》(要回覧 **お知らせ**)

## 1. 平成 29 年郡山市議会 6 月定例会の開催予定について

平成 29 年 6 月定例会の開催予定をお知らせいたします。

正式な日程は 6 月 12 日（定例会初日）に決定するため、変更となる場合があります。

月 日	日 程	備 考
6 月 12 日 (月)	本会議一開会	
13 日 (火)	議案調査 (休会)	【陳情締切 午後 5 時】
14 日 (水)	議案調査 (休会)	
15 日 (木)	代表質問	
16 日 (金)	代表質問	
17 日 (土)	(休会)	
18 日 (日)	(休会)	
19 日 (月)	市政一般質問	【請願締切 午後 5 時】
20 日 (火)	市政一般質問	
21 日 (水)	市政一般質問	
22 日 (木)	市政一般質問	会議開始時間について 本会議、代表質問、市政一般質問、 常任委員会の会議開始は午前 10 時 です。
23 日 (金)	常任委員会	
24 日 (土)	(休会)	
25 日 (日)	(休会)	
26 日 (月)	常任委員会	
27 日 (火)	事務整理日 (休会)	
28 日 (水)	本会議一閉会	

○開会日、代表質問日、市政一般質問日、閉会日の様子をインターネットで生中継します。

○議会の傍聴については、次のとおりです。

	本会議	委員会
受付場所	西庁舎 7 階傍聴受付	西庁舎 6 階議会事務局
受付時間	会議開始 30 分前から	会議開始 40 分前から 20 分前まで
備 考	定員は 74 人で、先着順です。 団体に傍聴される場合は、住所・氏名 を記載した名簿をお持ちください。	定員は各委員会 15 人です。 傍聴希望者が定員を超えた場合は、 抽選を行い傍聴者を決定します。

○代表・市政一般質問者は 6 月 6 日 (火) に市議会ウェブページ等でお知らせします。

【この件に関するお問合せ先】 議会事務局 総務議事課 TEL 924-2521

## 2. 個人情報を適正に管理しましょう

平成 27 年 9 月に個人情報保護法が改正され、平成 29 年 5 月 30 日に全面施行されました。改正前は 5,000 人分以下の個人情報を取り扱う事業者は法の対象外とされていましたが、改正後は全ての事業者（町内会・自治会等も含む）に個人情報保護法が適用され、法に規定する義務違反に対しては罰則の対象となります。

従来、個人情報を適切に取り扱っていれば大きな負担とはなりません、法改正に伴い今後注意すべき点をまとめました。

### 《個人情報を集める、保管するときのルール》

タイミング	ルール	町内会・自治会等での具体的対応例
個人情報を集める前	個人情報の利用目的をあらかじめ特定する	「 <u>会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため</u> と利用目的を特定する必要があります。
個人情報を集めるとき	本人から書面で個人情報を取得する場合には本人に対して利用目的を明示する。	個人情報を集める際に配布する用紙に、 <u>上記の利用目的を記載する必要があります。</u>
個人情報を保管しているとき	集めた個人情報の漏えい防止のために適切な措置を講じる。	町内会や自治会等の事務局において <u>盗難・紛失等の無いよう適切に管理する必要があります。</u> 又、名簿の配布先の会員に対して、盗難や紛失、転売の禁止などの注意を呼びかけることも必要です。
	集めた個人情報の内容に誤りがあった場合に、訂正するための手続の方法等を本人の知り得る状態におき、請求に応じて訂正する。	個人情報を集めるときに配布する書面に、訂正等に関する問い合わせ先等を記載し、 <u>本人から内容の訂正を求められた場合、適切に対応する必要があります。</u>

## 《個人情報第三者に提供するときのルール》

すべき事	内容	町内会・自治会等で名簿を作成して配布する場合の例
本人の同意の取得	本人以外の者に個人情報を提供する場合はあらかじめ本人の同意を得る。但し以下のような場合は除く <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づく場合</li> <li>・人の生命、財産を守る場合</li> <li>・委託先に提供する場合</li> </ul>	「名簿に掲載される会員に対して配布するため」と伝えた上で、任意に個人情報を提出してもらえば、同意を得たこととなります。又、以下の場合は同意を得なくても会員以外に名簿を提供できます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察からの照会</li> <li>・災害発生時の安否確認</li> <li>・会員名簿の印刷を業者に委託する場合</li> </ul>
提供に関する記録義務	提供先などを記録し、一定期間保管する。	名簿に配布先の会員名等が記載されているため、 <u>名簿そのものを一定期間保管する必要があります。</u>
委託先の監督	個人情報を委託先に提供する場合は適切な監督を行う。	名簿の印刷を業者に委託する場合、 <u>委託先をしっかりと選定し、個人情報の適切な管理を実施することについて確認する必要があります。</u> (情報の持ち出し禁止、委託された業務以外の利用禁止、返却・廃棄等の事項を記載した書面を渡す、等)

郡山市ウェブサイトにも情報を掲載していますので御活用ください。

【この件に関するお問合せ先】 市民・NPO活動推進課 TEL 924-3471



郡山市はセーフコミュニティに取り組んでいます

【編集／発行】 郡山市 市民・NPO活動推進課  
TEL 924-3471

※ふれあいネットワーク情報は、本市ウェブサイトおよび郡山市自治会連合会ウェブサイトへの掲載も行っておりますので、併せてご確認ください。